

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該役員の担当業務に係る実績とその評価，国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく，国立大学法人北海道大学役員給与規程において，役員に支給される期末特別手当の額は，その者の役員としての業績に応じ，これを増額し，又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

- 法人の長 (改正なし)
- 理事 (改正なし)
- 理事(非常勤) (該当者なし)
- 監事 (改正なし)
- 監事(非常勤) (改正なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 21,122	千円 14,532	千円 6,028	千円 435 (地域手当) 127 (寒冷地手当)			
A理事	千円 16,050	千円 11,064	千円 4,589	千円 331 (地域手当) 66 (寒冷地手当)			
B理事	千円 15,513	千円 10,590	千円 4,401	千円 317 (地域手当) 78 (通勤手当) 127 (寒冷地手当)			
C理事	千円 16,220	千円 11,064	千円 4,589	千円 331 (地域手当) 109 (通勤手当) 127 (寒冷地手当)			
D理事	千円 16,745	千円 11,064	千円 4,589	千円 331 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)			
E理事	千円 15,609	千円 9,408	千円 4,217	千円 1,223 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)			
F理事	千円 14,469	千円 9,939	千円 4,056	千円 298 (地域手当) 49 (通勤手当) 127 (寒冷地手当)			

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
G理事	千円 14,469	千円 9,939	千円 4,056	千円 298 (地域手当) 49 (通勤手当) 127 (寒冷地手当)			
A監事	千円 11,604	千円 8,736	千円 2,412	千円 262 (地域手当) 78 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,700	千円 0	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

注1:注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:前職欄の「」は独立行政法人等の退職者であることを、「」は役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

運営費交付金の効率化係数による削減の影響等を勘案しつつ、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づく総人件費改革の対応を踏まえ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の簡素化、合理化やアウトソーシング等により人件費総額の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
基本給月額 (昇格)	教員:昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 教員以外:勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

育児短時間勤務職員制度の導入に伴う育児短時間勤務職員の給与に係る規定の整備（平成20年4月1日実施）

給与の日割り計算は、休日及び育児短時間勤務の勤務日以外の日の日数を差し引いた日数を基礎とすること。

給与を減額する際の勤務1時間当たりの給与額並びに超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の勤務1時間当たりの給与額の算出は、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間をその者の1週間当たりの所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とすること。

基本給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とすること。

基本給の調整額及び初任給調整手当について、その手当額に算出率を乗じて得た額とすること。

通勤手当について、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その手当額からその額に100分の50を乗じて得た額を減額すること。

超過勤務手当について、所定の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とすること。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額を算出する際の基本給、基本給の調整額及び基本給月額について、算出率で除して得た額とすること。

管理職手当の月額は、適用区分に応じた支給額に算出率を乗じて得た額とすること。

特勤手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を算出する際の基本給及び基本給の調整額について、それぞれ育児短時間勤務職員である場合又は育児短時間勤務職員以外の職員である場合に応じた額とすること。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	3,410	44.3	7,367	5,321	75	2,046
事務・技術	879	42.1	5,661	4,153	84	1,508
教育職種 (大学教員)	1,851	47.9	8,957	6,416	75	2,541
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	476	35.6	4,985	3,664	59	1,321
技能・労務職種	16	51.8	5,521	4,058	111	1,463
海事職種	16	49.4	8,298	5,939	0	2,359
海技職種	26	41.8	5,677	4,158	0	1,519
医療職種 (病院医療技術職員)	133	40.4	5,522	4,051	102	1,471
その他医療職種 (医療技術職員)	9	48.3	5,770	4,210	72	1,560
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	1					
特定職種(専門職大 学院実務家教員等)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

再任用職員	43	61.9	2,285	2,285	125	0
事務・技術	43	61.9	2,285	2,285	125	0
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	326	35.3	3,952	2,973	80	979
事務・技術	95	41.0	3,207	2,416	115	791
教育職種 (大学教員)	40	40.1	6,305	4,755	57	1,550
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	120	26.1	3,801	2,856	44	945
技能・労務職種	28	52	3,764	2,829	104	935
教育職種 (外国人教師等)	3	40.8	6,705	4,929	47	1,776
医療職種 (病院医療技術職員)	32	28.8	3,612	2,723	115	889
福祉系職種 (保育園職員)	8	44.3	4,308	3,205	97	1,103

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師等の業務を行う職種を示す。

注3: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 「特定職種(専門職大学院実務家教員等)」とは、法科大学院における高度な実務経験を有する教員、高度な専門的知識・経験に基づき特定の業務を行う職種を示す。

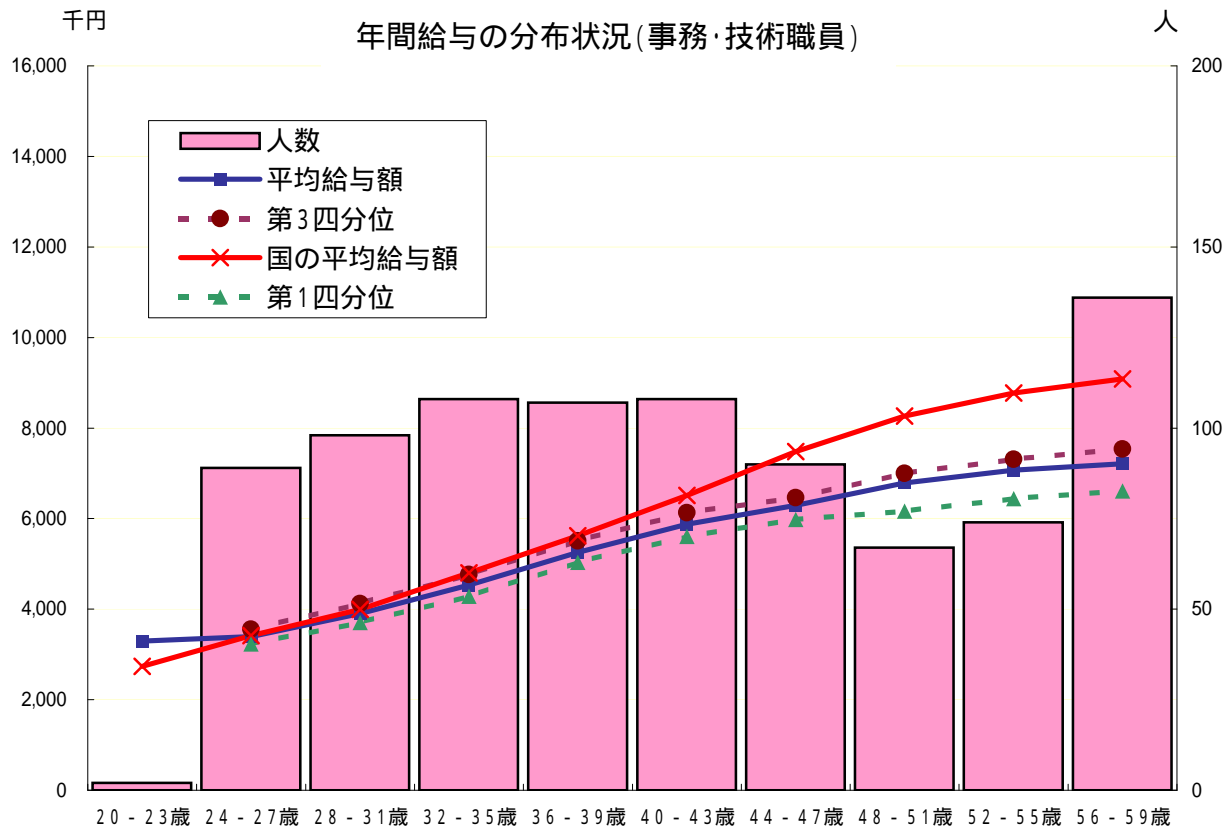
注7: 常勤職員のその他医療職種(看護師)、指定職種、特定職種(専門職大学院実務家教員等)については、該当者が2人または1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

〔年俸制適用者〕

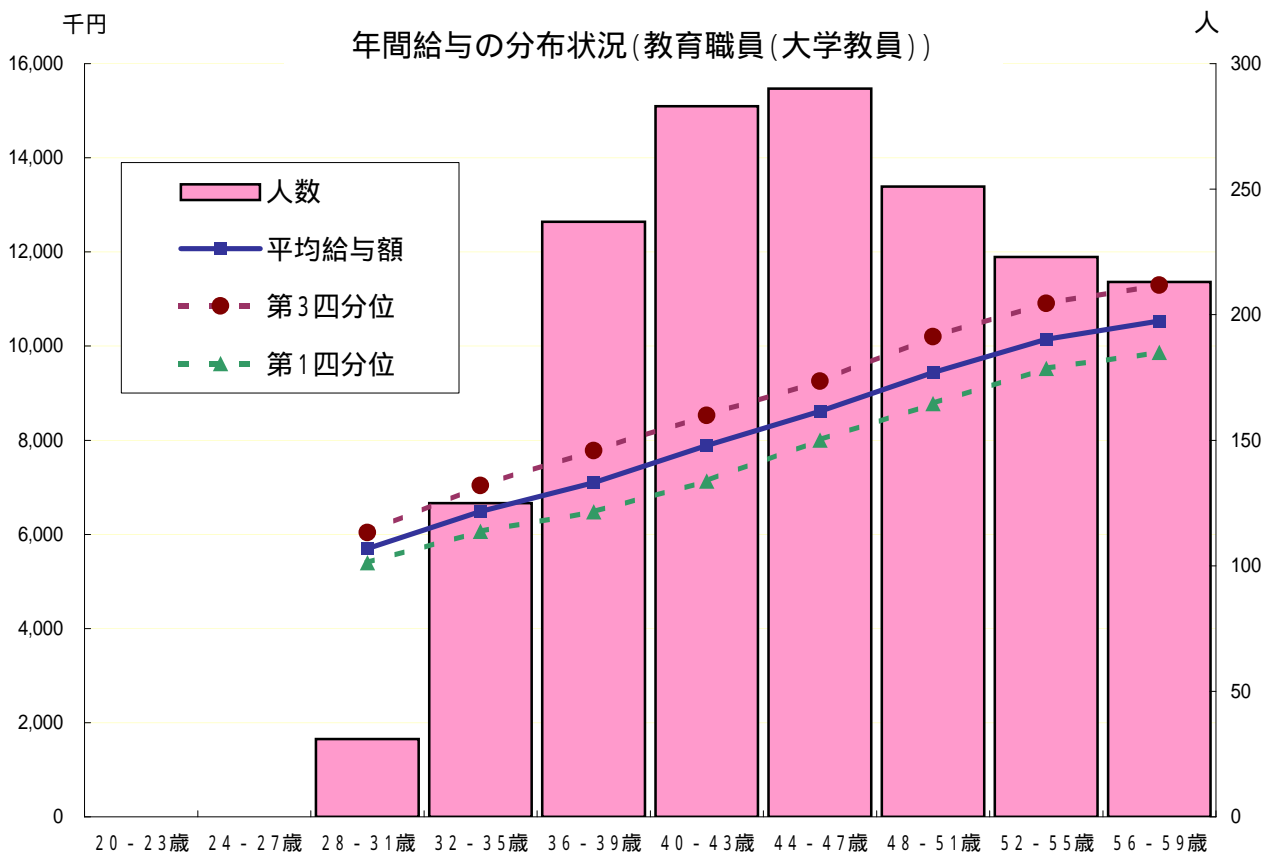
区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	138	39.2	6,267	6,267	45	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	138	39.2	6,267	6,267	45	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

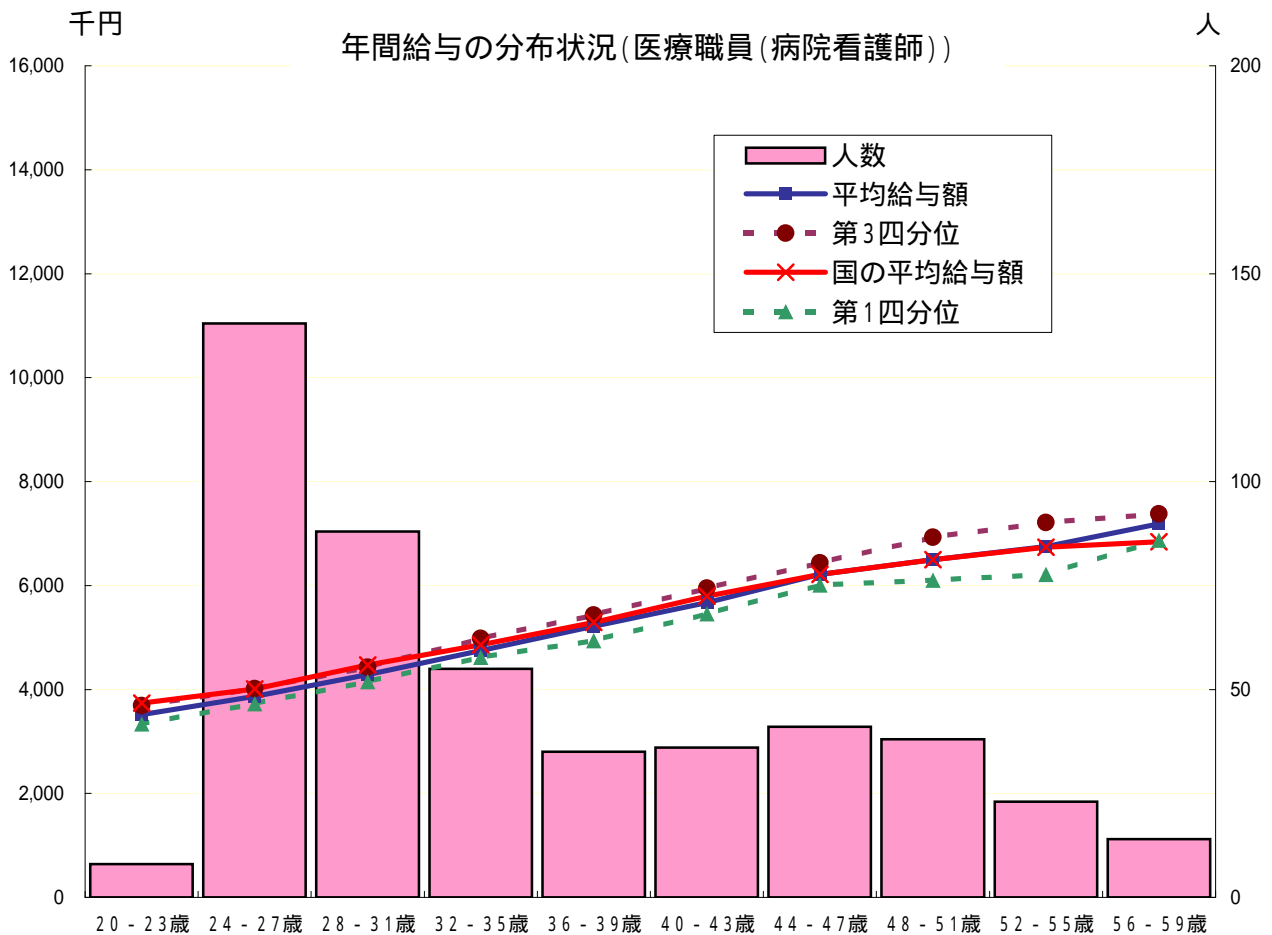
注: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: 年齢20-23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の「第3四分位」及び「第1四分位」については表示していない。





注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・部長	8	55.4	9,157	10,656	11,619		
・課長	44	55.3	7,535	8,374	9,033		
・課長補佐	74	54.7	6,830	7,073	7,329		
・係長	337	45.9	5,690	6,168	6,649		
・主任	142	42.0	4,696	5,278	5,921		
・係員	274	31.4	3,477	4,004	4,321		

注: 「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	708	54.7	10,100	10,746	11,276		
・准教授	566	45.1	8,019	8,516	9,118		
・講師	97	46.3	7,610	8,145	8,698		
・助教	455	40.8	6,305	6,730	7,182		
・助手	18	52.1	6,518	6,836	7,260		
・教務職員	7	43.4	5,077	5,359	5,804		

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1		-		-
・副看護部長	4	56.5	-	8,255	-
・看護師長	32	50.0	6,531	6,856	7,246
・副看護師長	76	44.8	5,589	6,025	6,494
・看護師	363	32.1	3,912	4,476	4,821

注1:「看護師」には、「助産師」を含む。

注2:「看護部長」の該当者は、1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は記載していない。

注3:「副看護部長」の該当者は、4人のため、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	部長 課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	879 人	0 (0.0%) 人	0 (0.0%) 人	3 (0.3%) 人	2 (0.2%) 人	18 (2.0%) 人	45 (5.1%) 人	114 (13.0%) 人
年齢(最高 ~最低)				53 歳		59 歳	59 歳	59 歳
所定内給与 年額(最高 ~最低)				49 千円		46 千円	42 千円	46 千円
年間給与 額(最高 ~最低)				9,359 千円		7,407 千円	6,746 千円	5,896 千円
				8,178 千円		6,064 千円	4,975 千円	4,415 千円
				12,788 千円		9,783 千円	9,053 千円	7,989 千円
				11,497 千円		8,302 千円	6,973 千円	6,111 千円

区分	計	3級	2級	1級
標準的な職位		係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		409 (46.5%) 人	203 (23.1%) 人	85 (9.7%) 人
年齢(最高 ~最低)		59 歳	58 歳	59 歳
所定内給与 年額(最高 ~最低)		34 千円	27 千円	22 千円
		5,206 千円	3,893 千円	3,113 千円
		3,125 千円	2,455 千円	2,146 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		7,093 千円	5,159 千円	4,230 千円
		4,284 千円	3,322 千円	2,941 千円

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員 (割合)	1,851 人	708 人 (38.2%)	562 人 (30.4%)	100 人 (5.4%)	474 人 (25.6%)	7 人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)		62 歳 38	62 歳 32	60 歳 29	62 歳 28	54 歳 31
所定内給 与年額(最高 ~最低)		10,652 千円 5,705	7,578 千円 4,410	6,777 千円 3,893	6,367 千円 3,503	4,308 千円 3,569
年間給与 額(最高 ~最低)		14,528 千円 8,121	10,239 千円 6,040	9,383 千円 5,197	8,501 千円 4,837	5,965 千円 4,788

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	476 人	0 人 (0.0%)	1 人 (0.2%)	4 人 (0.8%)	32 人 (6.7%)	76 人 (16.0%)	363 人 (76.3%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		、	、	57 歳 55	59 歳 40	59 歳 31	59 歳 22	、
所定内給 与年額(最高 ~最低)		、	、	6,109 千円 5,811	5,179 千円 3,961	5,219 千円 3,494	4,889 千円 2,451	、
年間給与 額(最高 ~最低)		、	、	8,455 千円 8,034	7,379 千円 5,567	7,174 千円 4,642	6,786 千円 3,334	、

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	67.1%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	32.9%	34.4%
	最高～最低	47.5～31.7%	39.7～28.9%	43.5～30.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	68.1%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1%	31.9%	33.4%
	最高～最低	41.4～27.2%	38.2～28.3%	38.6～28.5%

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.9	64.1	62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.1	35.9	37.4
	最高・最低	49.2-32.8	45.3-29.9	44.3-31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	68.1	66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0	31.9	33.4
	最高・最低	43.4-31.6	39.7-28.8	41.4-30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.1	61.4	59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.9	38.6	40.7
	最高・最低	49.6-39.0	45.7-35.9	47.6-38.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.8	67.2	65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2	32.8	34.9
	最高・最低	41.4-32.0	38.2-28.7	39.8-30.5

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	87.0
対他の国立大学法人等	99.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	99.1
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.1
対他の国立大学法人等	101.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.0	
	参考	地域勘案 91.9 学歴勘案 86.6 地域・学歴勘案 91.8
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50% (国からの財政支出額 46,417百万円、支出予算の総額 92,766百万円： 平成20年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上、支出予算の総額に占める国からの 財政支出の割合は50%以上ではあるが、対国家公務員の指数について検 証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.1	
	参考	地域勘案 99.9 学歴勘案 97.2 地域・学歴勘案 100.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50% (国からの財政支出額 46,417百万円、支出予算の総額 92,766百万円： 平成20年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上、支出予算の総額に占める国からの 財政支出の割合は50%以上ではあるが、対国家公務員の指数について検 証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
 なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 29,625,384	千円 30,187,235	千円 (%) 561,851 (1.9)	千円 (%) 1,862,625 (5.9)
退職手当支給額 (B)	千円 3,711,668	千円 3,853,748	千円 (%) 142,080 (3.7)	千円 (%) 542,658 (12.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,411,024	千円 8,487,817	千円 (%) 923,207 (10.9)	千円 (%) 3,435,525 (57.5)
福利厚生費 (D)	千円 4,498,493	千円 4,485,984	千円 (%) 12,509 (0.3)	千円 (%) 38,164 (0.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 47,246,569	千円 47,014,784	千円 (%) 231,785 (0.5)	千円 (%) 1,068,406 (2.3)

総人件費について参考となる事項

)給与、報酬等支給総額の対前年度比が 1.9%となった要因

- ・事務の簡素化、合理化及びアウトソーシングによる人員の削減
- ・高齢者雇用安定法への対応として、新規採用者数を抑制するとともに、嘱託職員(再任用職員)を採用

)最広義人件費の対前年度比が+0.5%となった要因

- ・受託研究費、寄附金等を財源とする大型プロジェクト等に係る非常勤職員(教育職種)の増加に伴い非常勤役職員等給与が増加
- ・特定機能病院としての機能を維持するため、看護師等を増員したことに伴い非常勤役職員等給与が増加

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取り組みに関する事項

- ・中長期展望の下に、柔軟な教員編成システムを確立するとともに、上記重要方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・総人件費改革を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・平成18年度に国家公務員の給与構造改革と同様に、全基本給表及び昇給制度等の見直しを行った。

)人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	32,303,048	30,714,961	30,187,235	29,625,384
人件費削減率 (%)		4.9%	6.5%	8.3%
人件費削減率(補正值) (%)		4.9%	7.2%	9.0%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし